

川 情 審 査 答 申 第 8 号
平成 17 年 12 月 27 日

川口市長
岡 村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 兼 子 仁

川口市情報公開条例第 16 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 8 月 4 日付け川区事収第 257 号により諮問のあった件
について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 17 年 1 月 18 日付け、NO.493 で認可された区画整理法
第 76 条の許可の写し、及び許可に至るまでの経緯に関する文書一切」
についての部分公開決定に対する不服申立て（情報公開諮問第 6 号）

諮詢第6号（情報公開）

答 申

第1. 審査会の結論

1. 別表1-1の「許可申請書」のうち、その一部を非公開とした決定は妥当である。
2. 別表1-2の「委任状」は、受任者の事務所名・住所・個人名並びに委任者の住所・氏名及びその印影をそれぞれ非公開とし、その余の部分は公開する。
3. 別表1-3の「設計図」5枚のうち、1枚目の地図はこれを公表し、その余の設計図の部分は公開しない。
4. 別表1-4の「浄化槽に関する調書」については、建築主の住所・氏名・処理対象人員及び使用予定人員及び算定根拠欄の人数の部分を除き公開する。
5. 別表2-1の土地区画整理法76条に関する「事前相談表」のうち、その一部を非公開とした決定は妥当である。
6. 別表2-2「相談内容及び経緯」は、表題部を公開し、その余の部分は公開しない。
7. 別表2-3の「地図」は公開する。
8. 別表2-4「区画整理の従前地」及び同5の「区画整理の仮換地」はいずれも公開する。
9. 別表2-6の「施行者検討票」は、その申請者名、「施行者の判断」「申請者の承諾の有無」欄を非公開とし、その余の部分は公開する。
10. 別表2-7「相談内容及び経過」についてはその表題部を公開し、その余の部分は公開しない。
11. 別表2-8「施行者において止むを得ないと判断した理由」については、表題部のみを公開し、その余の部分は非公開とする。

12. 別表2-9「地図(案)」は、公開しない。
13. 別表2-10「木造建物調査算定書」は表題部を公開し、その余の部分は公開しない。
14. 別表2-11「審査会審査票」は表題部を公開し、その余の部分は公開しない。
15. 別表2-12「審査会において止むを得ないと判断した理由」については表題部を公開し、その余の部分は公開しない。
16. 別表2-13「審査会において不許可の方針とした理由」は全部公開する。

第2 . 不服申立て及び審査の経緯

- 1 . 本件の不服申立人 氏（以下「申立人」という）は、平成17年5月16日、川口市情報公開条例（以下、単に「条例」という）6条1項に基づいて、条例上の実施機関である川口市長に対し、「平成17年1月18日No493で認可された区画整理法76条の許可の写し及び許可に至るまでの経緯に関する一切の文書」の公開を求めた。
- 2 . これに対し、実施機関は、同年6月3日「許可申請書」（別表1-1）と土地区画整理法76条に関する事前相談表（別表2-1）を対象文書とし、そのうち、条例7条2号に該当することを理由に、許可申請書については申請行為者の住所・氏名・電話・代理人の氏名・申請行為の概要及び地域地区・土地所有権者・住所氏名及び土地使用承認印について、また、別表2-1の土地区画整理法76条に関する事前相談表については、相談者の住所・氏名・建築主の住所・氏名それに既存建築物及び申請の建築物につき、用途部分を除いた部分については条例7条2号に該当するとして、これを非公開とする旨の決定をした。
- 3 . これに対し、申立人は同年6月30日実施機関に対し、非公開とした決定処分の取消を求める不服申立（異議申立）をしたので、処分庁は同年8月4日付で当審査会に諮問した。
- 4 . 当審査会の審査に際し、実施機関から平成17年8月12日付で理由説明書が提出された。申立人からはこれに対し、同年9月5日付で意見書が提出され、更に実施機関からは同年10月3日付で補充説明書が提出された。当審査会は、同年10月6日実施機関の職員から意見を聴取した。

第3. 審査会の判断

1. 本件対象文書について

- (1) 異議申立人は、平成17年5月16日付の公文書公開請求において、「平成17年1月18日N○493で認可された区画整理法76条の許可の写し及び許可に至るまでの経緯に関する文書の一切」の公開を請求した。これに対し、実施機関は、別表1の1記載「許可申請書」と題する文書と表示された文書一枚の一部と別表2の1記載の「土地区画整理法76条に関する事前相談表」と題する文書の一枚の一部を公開した。
- (2) 審査会において調査したところ、「許可申請書」については、その表題が記載された文書だけではなく、別紙1の2乃至4の各文書が、また、「事前相談表」には別紙2の2乃至13の各文書がそれぞれ添付されていることが認められた。

このため、本件公開請求において、対象文書となるのは、別紙1及び2記載の各文書ということになる。

- (3) 実施機関は、平成17年6月3日付公文書部分公開決定通知書において、「公開しない部分」として、「許可申請書」関係については、「申請者行為者の詳細、申請行為の概要・土地所有権者の詳細及び設計図」、「事前相談表」については、「相談者の詳細、建築主の詳細及び建築物の概要」とそれぞれ記載している。

しかしながら、対象文書が何通か存在する場合については、その文書ごとに、公開すべきか否かを判断すべきであり、実施機関の行ったこのような概括的な非公開決定は公開請求者に文書の存在についてすら明らかにしないに等しく、情報公開の趣旨からも許されるものではない。

- (4) そこで、当審査会において、対象文書である別紙1の1乃至4、同2の1乃至13の全てについて、その文書ごとに公開すべきか否

かを判断することとする。

2. 許可申請関係文書（別表1）について

(1) 別表1-1「許可申請書」は、土地区画整理法76条に基づき、仮地指定前の土地への建築許可を求める書類である。そこに記載された申請者の住所・氏名・電話番号及び申請代理人である建築士の事務所名・住所・氏名・電話番号はいずれも特定個人を識別する情報であって、条例7条2号に該当し、また、同号ア乃至ウに該当するような事実も認められない。

次に、建物の規模等の記載も、同号の公にすることにより個人の権利利益を害する恐れのあるものに該当し、これを非公開とした決定は妥当である。

(2) 別表1-2の「委任状」については、建築士の氏名・事務所名は特定の個人を識別するものであり、条例7条2号に該当する。

次に、委任者の住所・氏名及びその印影は、いずれも特定の個人を識別する情報であって、条例7条2号に該当し、これらの情報については、同号ア乃至ウに該当する事情もなく、非公開とされるべきである。

しかしながら、その余の部分については、非公開事由に該当するような記載はなく、全て公開されるべきである。

(3) 別表1-3の「設計図」5枚については、いずれも個人の住宅の内部の間取りを示すものであり、公になることにより個人の権利利益を害する情報であって、条例7条2号に該当し、また、同号ア乃至ウに該当する事情もなく、公開されるべきものではない。しかしながら、設計図の1頁の左上に表示されている地図は各土地上の住居者が表示されているものの、市販されている地図であって、条例7条2号アに該当し、公開されるべきである。

(4) 別表1-4の「浄化槽に関する調書」のうち、建築主の住所・氏

名については、特定の個人を識別するものであり、また、処理対象人員算定欄・使用予定人員及び算定根拠欄の人数の表示については、いずれも公にされることにより個人の権利利益を害する情報であって、条例7条2号に該当し、同号ア乃至ウに該当する事由ないので非公開とされるべきである。しかしながら、その余の記載については、これを非公開とする事由はなく、公開されるべきものである。

次に、この調書に添付された型式適合認定書及び認定書は浄化槽が法令の規定に適合していることを証明する国及び国より委託された機関による証明書及びその機能を示す図面である。これらは、実施機関が主張するような個人情報には該当せず、公開されるべきである。

また、この調書には別表1の2と同様の設計図が示されているが、前記(3)の理由により、地図部分を除き公開されるべきではない。

3. 事前相談関係（別表2）に関する文書について

(1) 別表2-1の「事前相談表」のうち、相談者及び建築主の住所・氏名・TELについては、特定の個人を識別できるものであって、条例7条2号に該当し、また、同号ア乃至ウに該当するような事情もなく、公開できないものである。

また、建物の規模等の記載も、同号の公にすることにより個人の権利利益を害する恐れのあるものに該当し、これを非公開とした決定は妥当である。

(2) また、別表2-2の「相談内容及び経緯」は、相談の際の両者のやり取りを示したものであって、「年月日」「相談内容及び経過」の表題については、公開できるものであるが、その具体的年月日と相談内容は公にすることにより個人の権利利益を害する恐れがあるものであって、条例7条2号に該当し、また、同号ア乃至ウに該当

するような事情もなく、公開できないものである。

(3) 別表 2 - 3 の「地図」は公刊されているものの一部であり、居住者名等が記載されているが、条例 7 条 2 号アに該当し、公開されるべきものである。

(4) 別表 2 - 4 と 5 の区画整理地の「従前地」と「仮換地」を示した地図は個人名等が表示されているが、いずれも仮換地の手続に際し、縦覧に供され、公表されているものであって、条例 7 条 2 号アに該当し、いずれも公開されるべきものである。

(5) 別表 2 - 6 「施行者検討票」のうち、その申請者名は特定の個人を識別することができる情報として非公開とすべきである。また、施行者の評価部分は施行者の判断を示すとともに、申請者個人の権利利益を害する恐れがあるものであって、条例 17 条 2 号に該当し、同号ア乃至ウの事情も認められないので非公開とすべきものである。その余の部分はいずれも個人情報に該当するものではなく、公開されるべきである。

(6) 別表 2 - 7 の「相談内容及び経過」については、別表 2 - 2 と同一の文書であって、前記 3 の(2)の理由により、「年月日」「相談内容及び経過」の表題部を除いて公開できないものである。

(7) 別表 2 - 8 の「施行者において止むを得ないと判断した理由」は、施行者の判断を示すとともに、公になることにより申請者個人の権利利益を害する恐れがあるものであって、条例 7 条 2 号に該当し、同号ア乃至ウの事情もなく、非公開とすべきものである。

(8) 別表 2 - 9 の「図面」は、区画整理施行者の検討の案であるとともに、公にされることにより個人の権利利益を害するものであり、条例 7 条 2 号に該当し、同号ア乃至ウの事情もなく、公開できないものである。

(9) 別表 2 - 10 の「木造建物調査算定書」は、個人の家の素材及びそ

の価格等を示す費用であって、公にされることにより個人の権利利益を害するものであり、条例 7 条 2 項に該当し、同号ア乃至ウの事情もなく、公開できないものである。

(10) 別表 2 - 11 の「審査会審査票」については、特定の個人を識別する情報であり、審査会の判断部分は、公になることにより、申請者個人の権利利益を害する恐れがあるものであって、条例 7 条 2 号に該当し、同号ア乃至ウの事情も認められないので公開できないものである。

(11) 別表 2 - 12 の「審査会において止むを得ないと判断した理由」の記載事項についても、審査会の判断部分は、公になることにより、申請者個人の権利利益を害する恐れがあるものであって、条例 7 条 2 号に該当し、同号ア乃至ウの事情も認められないので公開できないものである。

(12) 別表 2 - 13 の「審査会において不許可の方針とした理由」については、そもそもその内容について記載は全くないのであるから、これを公開することが個人の利益を害することにはならない。

4 . 行政手続違反について

申立人は、本件公開手続につき、実施機関に川口市行政手続条例 8 条違反があると主張している。

確かに、本件公開手続において実施機関は対象文書の特定を慎重に行わず、また、その非公開決定理由についても、単に条文を示したに過ぎず、説明責任に対する配慮が不十分であったと認められる。

しかしながら、このことが、ただちに同条例 8 条に違反するとまではいえず、申立人の主張には理由がない。

第 4 . 結論

当審査会は、本件対象文書の全てについて、以上の通り検討した結果、実施機関の主張する条例 7 条 2 項に該当しない部分について

はこれを公開するものとし、第1の「審査会の結論」のとおり判断する。

平成17年12月26日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員(会長) 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀

別表

1 許可申請関係

- 1 許可申請書
- 2 委任状
- 3 設計図
- 4 淨化槽に関する調書

2 事前相談関係

- 1 土地区画整理法 76条に関する事前相談表
- 2 相談内容及び経緯
- 3 地図
- 4 地図（従前地）
- 5 地図（仮換地）
- 6 施行者検討票
- 7 相談内容及び経過
- 8 施行者において止むを得ないと判断した理由
- 9 地図（案）
- 10 木造建物調査算定書
- 11 審査会審査票
- 12 審査会において止むを得ないと判断した理由
- 13 審査会において不許可の方針とした理由